

はじめに（第6回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）が施行されて12年が経過した。この間、最高裁判所は、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成17年7月から平成25年7月まで、2年ごとに5回にわたり公表した。

これまでの検証は、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データや実情調査等に基づき長期化要因を分析・検討し（第3回報告書）、それを解消するための施策を提示したほか（第4回報告書）、紛争や事件の動向に影響を与える社会的要因の分析・検証（第5回報告書）を行うなどしてきたものであって、各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（迅速化法8条1項）を示すものである。

こうした検証を経て、第5回報告書公表の時点で、迅速化法の施行後10年の節目を迎えることとなり、迅速化法附則3項に基づき、政府（法務省）において、「裁判の迅速化法に関する検討会」（以下「政府検討会」という。）が開催された。政府検討会では、迅速化法の施行の状況を踏まえて所要の措置を講ずる必要性の有無及び内容について検討され、最高裁判所の検証と関係諸機関による検討・実施によって基盤整備を進めるという迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は変わらず、最高裁判所によるこれまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

最高裁判所は、この政府検討会の検討結果も踏まえた上で、今後も迅速化検証を続けていくこととし、今後の検証については、これまでの10年にわたって行ってきた検証結果を踏まえて、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとした。すなわち、第6回の迅速化検証においては、統計データの分析については、これまでの検証と同様、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行い、分野によっては更なる迅速化に向けて必要な検討を行うとともに、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件についても、最新の統計データに基づく検証を行っている。これに加えて、民事第一審訴訟事件及び家事事件については、運用上の施策や社会的要因に関するこれまでの検証結果をフォローアップする目的で裁判所及び弁護士会に対する実情調査を実施し、その分析を行った（主として、民事第一審訴訟事件については、争点整理の充実、合議体による審理の充実などを、家事事件については、家事調停への裁判官関与の一層の充実、手続の透明性の確保などを取り上げている。）。

平成25年7月に第5回報告書を公表した後、第6回の検証結果の公表に向けて、検証検討会が計4回開催された。各回における議論のテーマ等は【表1】のとおりである。第51回の検証検討会においては、第6回の迅速化検証の進め方全般に関する意見交換が、第52回の検証検討会においては、民事実情調査の結果に関する意見交換に加え、家事実情調査の実施方針や第6回報告書に掲載する図表のイメージに関する意見交換が、第53回の検証検討会においては、家事実情調査の結果に関する意見交換に加え、それまでの議論等を踏まえて作成した本報告書骨子案についての意見交換が、第54回の検証検討会においては、本報告書案についての意見交換がそれぞれ行われた。

【表1】 検証検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第51回	平成25年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回検証報告書について ・第6回検証の進め方について
第52回	平成26年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・民事実情調査の結果について ・家事実情調査の実施方針について ・第6回検証報告書に掲載する図表について
第53回	平成27年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・家事実情調査の結果について ・第6回検証報告書骨子案について
第54回	平成27年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回検証報告書案について